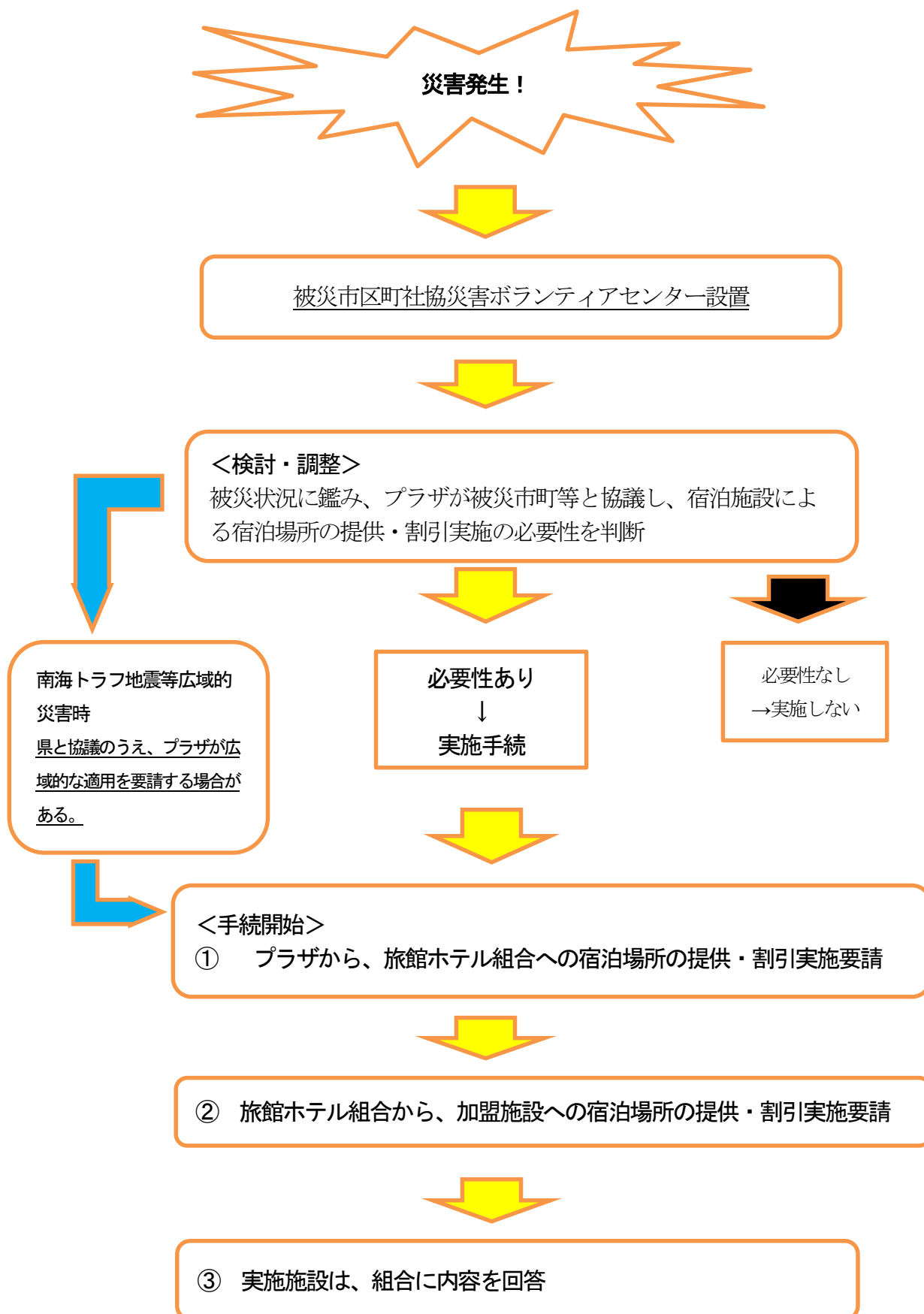



# 「災害ボランティアの宿泊支援に関する協定」に基づく災害ボランティアの宿泊支援の流れについて


H28.3 ひょうごボランタリープラザ





<宿泊場所の提供・割引実施準備>

- ④ 組合は実施施設をプラザに報告。  
(プラザで実施状況を取りまとめ)
- i) プラザ・市区町災害 VC の対応
- ・市区町災害 VC に情報提供
    - ア) 実施施設一覧の提供→市区町災害 VC での掲示
    - イ) 市区町災害 VC でチラシ等を活動登録時に配布  
→宿泊日の午前中までに予約するよう周知
    - ウ) 活動を証する帳票(様式)の提供→市区町災害 VC での配布
  - ・プラザ HP で情報発信
- ii) 組合・施設の対応
- ・プラザから組合を通じて、各施設に宿泊場所の提供・割引実施を依頼
  - ・各施設は、予約があり、活動後に帳票を持参した災害ボランティアに対し実施することを確認。



<宿泊場所の提供・割引実施>

- ⑤ 市区町災害 VC は、宿泊場所の提供・割引に関する情報及び利用に際しては、宿泊日の午前中までに予約するようチラシ等で周知したうえで、利用するボランティアの求めに応じ、活動を証する帳票を配布。
- ii) 施設の対応
- 予約があり、活動後に帳票を持参した災害ボランティアに対する宿泊場所の提供・割引を実施
- iii) 災害ボランティアの動き
- ・各申込先(加盟施設、支部、観光案内所)に、宿泊日の午前中までに予約し、活動後に帳票を持参して施設を利用。  
(宿泊場所の提供・割引を受ける。)



<宿泊場所の提供・割引終了>

- 市町等は、災害ボランティアセンター閉所をプラザに連絡
- ⑥→プラザを経由し組合から実施施設に状況を連絡…終了について(依頼)  
→実施施設は、宿泊場所の提供・割引を終了